

## 令和8年度広島県警察交番・駐在所整備事業

### 技術提案書作成要領

この要領は、令和8年度広島県警察交番・駐在所整備事業を行うにあたり、総合的な審査により事業者を選定することを目的とし、技術提案書を作成するために必要な事項を定めるものである。

#### 1 技術提案書提出時に必要な書類

- |                            |                |
|----------------------------|----------------|
| (1) 業務及び工事实施方針及び手法（様式第13号） | 10部（正本1部、副本9部） |
| (2) 技術提案書（別紙技術提案書様式）       | 10部（正本1部、副本9部） |
| (3) 価格提案書（様式第8号）           | 1部             |
| (4) 価格提案内訳書（様式第9号）         | 1部             |

#### 2 作成要領

##### (1) 一般事項

ア 「技術提案書（別紙技術提案書様式）」の作成に当たっては、基本的考え方を文章で簡潔に記載することを原則とする。視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限な範囲においてのみ認めるが、具体的な建物の設計又はこれに類する表現、詳細・細部の描き込みや、簡易でない表現をしてはならない。（表現の許容範囲については、別紙1「表現の許容範囲の取扱い」参照。）なお、技術提案の評価にあたっては、文章により表現された内容を評価することが基本であり、文章を補完するイメージ図等の視覚的表現については、見栄えや精度で差をつけて評価することはない。また、説明文の補足と認められない視覚的表現又はその部分（例えば、イメージ図での表現があるがそれに対応する説明文がない場合）は、評価対象とならない。

イ 「技術提案書（別紙技術提案書様式）」における独自技術・工法の説明に必要な視覚的表現については、既存のカタログや仕様説明書等の使用を認めるが、提案者を特定することができる表示（商品名等）を記載してはならない。必要に応じて、黒塗りなどを行うこと。

ウ 「技術提案書（別紙技術提案書様式）」において、視覚的表現の表現方法が許容範囲を超えていると判断される場合は、当該評価テーマに係る評価点から、その1/2を減点する。

エ 「技術提案書（別紙技術提案書様式）」は、図表等の表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは差し支えないものとする。

オ 「技術提案書（別紙技術提案書様式）」による項目3「事業の効率的な実施への配慮」についてはA3版横1枚以内に収めること。

カ 「技術提案書（別紙技術提案書様式）」及び「業務及び工事实施方針及び手法（様式第13号）」の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によること。

キ 「技術提案書（別紙技術提案書様式）」の作成に当たっては、文章の文字サイズは8.0ポイント以上、イメージ図等の注釈は6.0ポイント程度以上とし、判読できるものとする。

ク 「技術提案書（別紙技術提案書様式）」及び「業務及び工事实施方針及び手法（様式第13号）」は正本を1部（商号又は名称入り）、副本を9部とし、副本の技術提案書は、提案者名など、提案者（協力設計事務所を含む）を特定できる表示をしないようにすること。

ケ 「業務及び工事实施方針及び手法（様式第13号）」による項目2「実施方針等」について

はA4版縦1枚以内に収めること。なお、外枠及び内枠の罫線の位置は、自由に設定することができる。

コ 価格提案内訳書（様式第9号）は、各交番・駐在所について作成し、合計金額を価格提案書（様式第8号）と一致させること。

## (2) 評価について

総合審査は、提案価格、実施方針等及び技術提案の3項目について、別に定める事業者決定基準に基づき審査及び評価を行う。また、技術提案書を特定するための基準については、別紙2「評価要領」を参照すること。

項目		評価内容等	配点
1	提案価格	・ $30 \times (\text{参考額} - \text{提案価格}) / (\text{参考額} - \text{最低価格})$ ※最低価格とは提出された参考見積額の中で最も安価なもの	30
2	実施方針等	・ 業務及び工事の実施方針及び手法	10
3	事業の効率的な実施への配慮	(評価テーマ1) 独自技術の活用等による工事の工期短縮に有効な手法の提案	30
		(評価テーマ2) 省エネ基準が将来強化されることを踏まえた対応の提案	20
		(評価テーマ3) 親しみやすさと力強さを備え、周辺環境にも調和した設計	10
小計			100

## 3 注意事項

- (1) 提出書類について、この作成要領及び別紙の様式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。
- (2) 提出された技術提案書の内容についてのヒアリングを行うこととし、これ以外の追加資料の提出や追加提案は認めない。
- (3) 技術提案書の提出者（設計受託者を含む。）を特定することができる内容の記述（具体的な社名（組織名）、技術者名、過去に設計した建築物の名称、過去に受注した業務の名称等）を記載してはならない。

## 表現の許容範囲の取扱い

### 1 視覚的表現の基本的な考え方

プロポーザル方式は、「設計案」ではなく、技術提案を評価し、「事業者」を選ぶものであり、技術提案書の提出者は、事業対象に対する発想・解決方法等の評価テーマに対する考え方を、文章にて明確に表現することが基本であるが、提案にあたり視覚的表現による補足が適切と考えられる内容については、その内容を表すのに相応しい適切なイメージ図等による表現を認める。

### 2 視覚的表現の許容範囲

次に掲げる視覚的表現は許容しない。

- ① 具体的な建物の設計又はこれに類する表現
- ② 詳細・細部の描き込みや、簡易でない表現

#### 【許容しない表現の例】

- ・ 具体的な設計図、模型（模型写真を含む。）、精巧・精密な透視図等
- ・ 大半の室の位置・形状（細部にわたる部屋割り）、柱の位置や扉の開き勝手等が具体的に表現された平面イメージ
- ・ 高度なレンダリングによる仕上げ材の質感やサッシの割付けの表現
- ・ 仕上げ材、家具、造作、設備機器等の詳細な形状、具体の寸法等の表現

ただし、①既存の建築物等の写真の使用、②増築、改修等の場合における当該建築物の既存図面を使用した表現、③導入するシステム、工法等のイメージを示すための限定的な詳細スケッチの使用は許容する。

なお、上記の許容しない表現に抵触しない範囲で、CAD、CG、BIM 等のコンピュータによるツールを使用した表現及びカラーを用いた表現を許容する。



(2) 外観（立面・鳥瞰）イメージ図

許容される表現の例	許容されない表現の例
	
<p>景観への配慮、街並みとの調和等、建物の外観に係る要素が評価テーマとされる場合、建物や、建物と周辺環境との関係の考え方などについての説明文を補足するための外観イメージ図。建物の配置やボリュームが表現されていてよい。簡易なファサードの表現がされていてよい。</p>	<p>簡易でないファサードの表現。例えば、高度なレンダリングによる仕上げ材の質感やサッシの割付けの表現。</p>



(4) 内観イメージ図

許容される表現の例	許容されない表現の例
	
<p>室内空間の考え方についての説明文を補足するための内観イメージ図。内部空間の形状が表現されていてよいが、描き込みは簡易な表現とする。</p>	<p>仕上げ材や家具・調度品の素材の質感、細部の形状等、詳細が描き込まれた、描き込みが簡易でない表現。</p>

## 評価要領

### 【令和 8 年度広島県警察交番・駐在所整備事業】

#### 1 技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の特定について

- (1) 技術提案書の提出者の選定について（公募型プロポーザル参加資格要件の確認）  
公告に定める公募型プロポーザル参加資格等に適合する者を技術提案書の提出者とし、適否については、公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式第 2 号）により通知する。
- (2) 選定結果の公表について  
提出者の選定結果については、公表しない。
- (3) 技術提案書の特定について  
別表「技術提案書を特定するための基準」により、技術提案書及びヒアリングによる評価を行い、広島県警察交番・駐在所整備事業公募型プロポーザル選定委員会及び審査委員会において、候補者 1 名、次点者 1 名を特定する。
- (4) 特定結果（優先交渉権者）の公表について  
特定結果については、様式第 4 号により特定された提出者名等を県ホームページで公表する。

#### 2 技術提案書の提出者の選定基準について

公告に定める公募型プロポーザル参加資格等に適合しているかを審査する。

#### 3 技術提案書の特定基準について

提出された「業務及び工事实施方針及び手法（様式第 13 号）」及び「技術提案書（別紙技術提案書様式）」の内容を踏まえ、審査委員の評価により総合的に判断を行う。評価点は、各委員の評価点を平均して算出する。（四捨五入により小数第 2 位までとする。）ただし、ヒアリングに欠席した委員は、技術提案書等の審査に参画できないものとする。なお、選定委員の評価点の平均が 38 点未満であった場合、選定対象外とする。

別表「技術提案書を特定するための基準」

項目		評価の視点	配点
1	提案価格	・ $30 \times (\text{参考額} - \text{提案価格}) / (\text{参考額} - \text{最低価格})$ ※最低価格とは提出された参考見積額の中で最も安価なもの	30
2	実施方針等	・ 業務内容を適正に把握し、妥当性の高い事業実施手順となっていること	2
		・ 適切な取組体制となっていること	2
		・ 品質管理、コスト管理に関する工夫及び管理方針について有効な提案内容となっていること	6
3	事業の効率的な実施への配慮	各評価テーマの提案内容が具体的かつ効果的であり、発注者の意向を踏まえた実行性の高い提案内容となっていること	-
		(評価テーマ1) 独自技術の活用等による工事の工期短縮に有効な手法の提案	30
		(評価テーマ2) 省エネ基準の義務基準レベルを上回る対応の提案	20
		(評価テーマ3) 交番として認識のしやすさや、地域に開かれた明るいイメージが確保され、周辺環境との調和を図りつつ、警察らしい力強さを感じさせる魅力ある公共建築物とするための提案	10
小計			100

## 注意事項

- (1) 提出書類について、技術提案書作成要領及び別紙の様式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。
- (2) 項目1「提案価格」は、提案価格が参考額を超えた場合は失格とし、その他、価格提案内訳書及びヒアリングによって提案価格の妥当性が判断できない場合は提案価格の評価点を0点とする場合がある。
- (3) 項目2「実施方針等」は、評価点（各審査員の評価の合計値を平均したもの）が2点未満の場合は失格とする。
- (4) 項目3「事業の効率的な実施への配慮」は、評価点（各審査員の評価の合計値を平均したもの）の合計が6点未満の場合は失格とする。
- (5) 視覚的表現の表現方法が、技術提案書に示す許容範囲を超えていると判断される場合は、当該評価テーマに係る評価点から、その1/2を減点する。